

## 移住・交流促進の取組について（米原市）

## 移住支援事業・起業支援事業の概要

- 国においては、令和元年度から東京一極集中の是正および地方の担い手不足対策のため、地方における企業、UIJ ターンによる起業・就業者を創出する地方公共団体について、地方創生推進交付金を活用して支援する移住支援事業・起業支援事業を開始
- 移住支援事業は、東京 23 区在住者等が地方に移住した場合に移住支援金として最大 100 万円を支給。県内では 9 市町が参加
- 起業支援事業は、東京 23 区在住者等が地域課題解決に資する社会的事業を起業した場合に最大 200 万円を支給
- 滋賀県においても制度創設時の令和元年度から移住支援金事業を実施。起業支援金は未実施

東京 23 区在住者または 23 区への通勤者	
<b>① 地方へ移住 （移住支援金）</b> ●補助率 10/10 ●財源負担 国 50%：県 25%：市町 25%	地方公共団体がマッチング支援の対象とした中小企業等に就業した場合 <b>最大 100 万円</b>
<b>② 地方で起業 （起業支援金）</b> ●補助率 1/2 ●財源負担 国 50%：県 50%	地域課題解決に資する社会的事業を起業した場合 <b>最大 200 万円</b>
<b>① + ② 地方へ移住して起業 （移住支援金 + 起業支援金）</b>	地方へ移住して、地域課題解決に資する社会的事業を起業した場合 <b>最大 300 万円</b> （最大 100 万円 + 200 万円）

**実施中  
（県・市町連携事業）**

■滋賀県内の参加市町  
彦根市、甲賀市、湖南市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、多賀町

**未実施  
（県事業）**

## 移住支援金事業・起業支援金事業の現状

- 全国的には、89.3%の都道府県が移住支援事業を実施し、うち県内の全自治体で連携して実施している県がおよそ半数（20 県・47.6%）となっている。また、起業支援事業も 85.1%の都道府県が実施し、未実施都道府県はわずか 7 府県であり、滋賀県もその 1 つである。

## ■ 移住支援事業・起業支援事業の実施状況

	移住支援事業	起業支援事業	
		連携先地方公共団体数 /地方公共団体数(R2)	
滋賀県	実施	9 / 19	<b>未実施</b>
全国	42 道府県が実施	(全自治体連携) 20 県	40 道府県が実施

移住支援事業未実施：東京都、神奈川県、大阪府、広島県、沖縄県

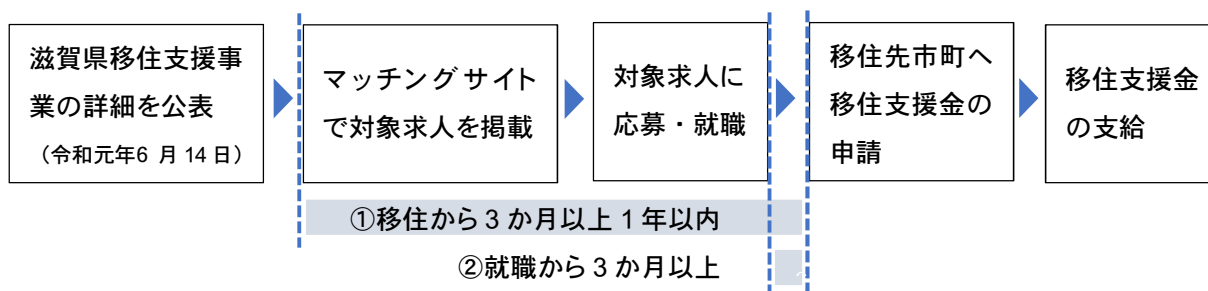
起業支援事業未実施：東京都、神奈川県、三重県、**滋賀県**、大阪府、広島県、沖縄県

(出所：令和2年7月21日 地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会資料を基に作成)

## 滋賀県の移住支援事業

### (1) 移住支援金の支給条件

○移住支援金を受けるためには、①移住支援事業を実施している市町に移住すること、②マッチングサイトで掲載している対象求人に応募し、3か月以上就職することが条件



### (2) 移住支援金の求人掲載状況

○移住支援金の求人情報を掲載する滋賀県のマッチングサイト「WORKしが」での令和2年6月末時点の移住支援金対象求人件数は、5件となっている。

## ■ 都道府県ごとの求人掲載数等

	求人掲載件数	
		移住支援金対象求人件数
<b>滋賀県</b>	<b>28件 (42/42位)</b>	<b>5件 (41/42位)</b>
兵庫県	43,705件 (1/42位)	178件
宮城県	1,376件	591件 (1/42位)
全国平均	1,947件	192件

(出所：令和2年7月21日 地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会資料を基に作成)

### (3) 移住支援金の対象企業の要件

- 滋賀県の場合、移住支援金対象求人を掲載するためには、滋賀県の独自基準として「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」への登録が必要
- 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録には次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定し、滋賀労働局に届出をしていることが必要。登録状況は、令和2年12月14日時点で731事業者。うち68.7%が建設業。

#### ■対象企業の募集要件（出所：WORKしが）

【対象企業の主な要件】

- (1) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録を受けていること。
- (2) 大企業（資本金10億円以上の法人）またはみなし大企業でないこと。
- (3) 雇用保険の適用事業主であること。

#### ■滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録状況（滋賀県公式ウェブサイト・令和2年12月14日時点）

1位 建設業 502社（68.7%） 2位 製造業 58社（7.9%） 3位 医療・福祉 43社（5.9%）

#### ■移住支援金の対象となる求人募集の掲載状況（令和2年12月16日時点）

企業	職種等	雇用形態	勤務地
株式会社 ヤマタケ創建	建築土木施工管理（2021年新卒）	正社員	滋賀県蒲生郡
大洋産業株式会社	技術スタッフ（水処理設備、配管製作・工事、その他設備製造）	正社員	滋賀県彦根市
株式会社ジョーニシ	什器業務推進	正社員	滋賀県甲賀市
株式会社 AUC	土木工事監督	正社員	滋賀県東近江市
谷庄建設株式会社	土木施工管理	正社員	滋賀県彦根市

## 移住・定住促進についての提案

### (1) 移住支援金の対象企業の要件緩和

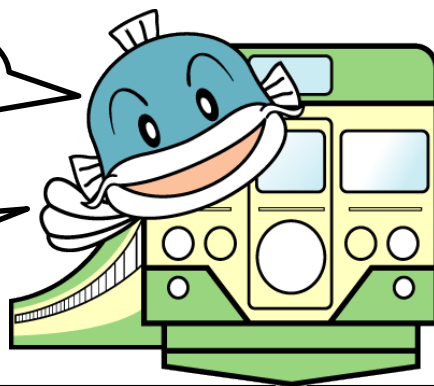
移住支援金の対象企業になるためには、努力義務となっている100人以下の企業についても次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」の策定が必要となっている。移住支援事業の促進には「求人募集の質と量の充実」がカギであり、100人以下の企業については登録要件の『「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録を受けていること。』を削除する要件緩和ができないか。

### (2) 起業支援金の活用

地方移住への関心が高まり、自治体間競争が激しくなる中、ほとんどの自治体で投入されている起業支援金がないことは、移住希望者の移住先の選択に影響を及ぼす。地域課題解決に資する社会的事業の起業について、市町と意見を踏まえて整理するなど、実施に向けた具体的な議論を実施されたい。

東京圏からの移住・就業者に  
最大100万円を支給!!

単身の場合は60万円!!



## 「滋賀県移住支援金」のご案内

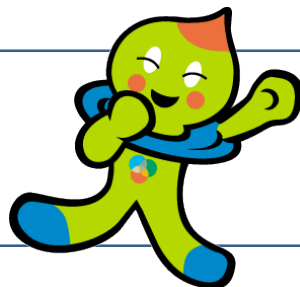
滋賀県では、国・市町と連携し、東京圏から県内の対象市町に移住し、対象中小企業等に就業した方に最大100万円の移住支援金を支給します!

### 滋賀県内の対象市町

彦根市、甲賀市、湖南市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、多賀町

### 移住支援金の額

- ・2人以上の世帯の場合：100万円
- ・単身の場合：60万円



### 手続きの流れ

滋賀県移住支援事業  
の詳細を公表  
(令和元年6月14日)

マッチングサイト  
で  
対象求人を掲載

対象求人  
に応募・就職

移住先市町へ  
移住支援金  
の申請(※)

移住支援金  
の支給

※移住から3か月以上1年以内

※就職から3か月以上

- ・対象求人の情報は、滋賀県のマッチングサイト「WORKしが」のページからご覧ください。  
<https://www.workshiga.com/>
- ・令和2年度の移住支援金申請受付期間は、令和3年2月26日（金）までを予定しています。
- ・移住支援金を支給された方には、移住先市町から就業および定住継続の確認が行われます。



## 対象者の主な要件

### (1) 移住に関する要件

- 次のア・イのいずれかに該当する方。
  - ア 移住直前の10年間で通算5年以上東京23区に在住していた方。
  - イ 移住直前の10年間で通算5年以上東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区へ通勤していた方。
- ※ただし、ア・イともに直近1年以上は東京23区に在住または通勤していることが必要です。  
雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。
- 令和元年6月14日以降に県内の対象市町へ移住した方。
- 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内の方。
- 移住先の市町に申請日から5年以上継続して居住する意思を有している方。

### (2) 就業に関する要件

- 移住支援金の対象求人として都道府県のマッチングサイトに掲載された求人に応募し、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業した方。
  - 申請時に連続して3か月以上在職している方。
  - 申請日から5年以上継続して就業する意思を有している方。
- ※3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業は対象外です。

※世帯に関しても、別途要件があります。

<東京圏>

東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県の一部の区域。

<条件不利地域>

- 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- 千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- 神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

### ◆その他詳細については、滋賀県ホームページ

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/304820.html>)  
をご参照ください。



## しがJU相談センター

移住に関するワンストップ相談窓口「しがJU（いじゅう）相談センター」をご利用ください。

住所：東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター内

電話番号：090-2730-4793


メールアドレス：shiga@furusatokaiki.net

業務日時：原則として毎火曜日から日曜日（月曜日・祝日を除く） 10時～18時

### 【お問い合わせ先および申請先】

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課 就業・人材確保支援係

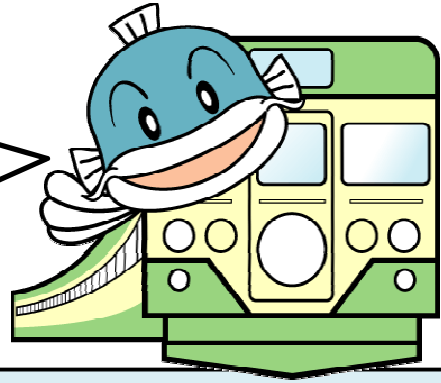
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1（滋賀県庁東館4F）

TEL：077-528-3758 Email：fe0004@.shiga.lg.jp



2030年に向けて  
世界が共通した  
「持続可能な開発目標」です

東京圏からの人材の採用を  
お考えの企業の皆様に  
お知らせ！



## 東京圏からの移住・就業者に最大100万円を支給!! 「滋賀県移住支援事業」対象法人の募集

滋賀県では、国・市町と連携し、東京圏からの移住・就業者に移住支援金を支給する「移住支援事業」を実施しています。現在、東京圏からU・I・Jターン就職希望者の採用をお考えの企業（対象法人）を募集していますので、ぜひ登録申請をしてください。

※移住支援金は移住・就業された方本人への個人支給となりますが、採用される企業には、厚生労働省の「中途採用等支援助成金（U・I・Jターンコース）」の支給が受けられます。

### 対象法人の主な要件

- (1) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録を受けていること。  
※滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度については、滋賀県ホームページをご確認ください。  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/17086.html>
- (2) 官公庁等でないこと。
- (3) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（知事が特別に認める法人を除く。）でないこと。
- (4) みなし大企業でないこと。（ただし、上記(3)の知事が特別に認める法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない。）
- (5) 本社所在地が東京圏以外の地域または条件不利地域にある法人（勤務地域限定型社員（東京圏以外の地域または東京圏の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）であること。
- (6) 雇用保険の適用事業主であること。
- (7) 風俗営業者でないこと（接待営業の規模が事業全体の一部である旅館事業者等は除く）。
- (8) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

### 登録等の手続の流れ

- (1) 移住支援金対象法人に係る登録申請書を滋賀県に提出

<申請書等掲載ページ>

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/308826.html>

- (2) 滋賀県が対象法人の登録
- (3) 「WORKしが」に求人登録
- (4) 「WORKしが」での求人公開
- (5) 移住者が公開された求人に応募・就業



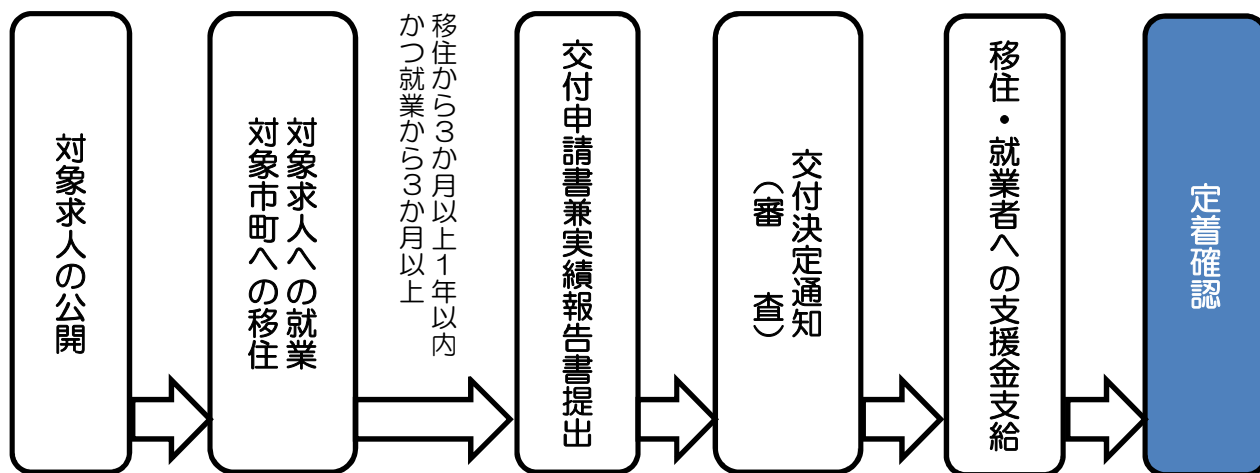
まずは、滋賀県ホームページから  
登録申請書をダウンロードし、滋賀県に  
提出してください。

※厚生労働省が実施する「中途採用等支援助成金（U・I・Jターンコース）」では、移住支援事業でのマッチングが成立した場合、採用活動に要した費用の額に応じて助成金が支給されます。

詳細につきましては、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局にお問い合わせください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00002.html)

## 事業の流れ



## 移住・就業者の主な要件

### ◇(1)移住に関する要件

- ・次のア・イのいずれかに該当する方。

ア 移住直前の10年間で通算5年以上東京23区に在住していた方。

イ 移住直前の10年間で通算5年以上東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区へ通勤していた方。

- ・令和元年6月14日以降に県内の対象市町（彦根市、甲賀市、湖南市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、多賀町）へ移住した方。

- ・移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内の方。

- ・移住先の市町に申請日から5年以上継続して居住する意思を有している方。

### (2)就業に関する要件

- ・移住支援金の対象求人として都道府県のマッチングサイトに掲載された求人に応募し、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業した方。

- ・申請時に連続して3か月以上在職している方。

- ・申請日から5年以上継続して就業する意思を有している方。

※3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業は対象外です。

※世帯での申請の場合は、別途要件があります。

#### <東京圏>

東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県の一部。

#### <条件不利地域>

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

- ・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

### ◆詳細については、滋賀県ホームページ

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/304820.html>)

をご参照ください。



### 【お問い合わせ先および申請先】

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課 就業・人材確保支援係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1（滋賀県庁東館4F）

TEL：077-528-3758 Email：fe0004@pref.shiga.lg.jp



信州が**変**わる、**あなた**が**変**える /

# ソーシャル・ビジネス 創業支援金



令和2年度は、

**5/18** 月

**公|募|開|始|!**

8/7 金まで



県内の地域課題に対する社会的事業の  
創業をする方に **最大200万円**

補助!



東京圏<sup>※1</sup>、愛知県、大阪府から移住した  
場合は **さらに最大100万円**<sup>※2</sup>

補助!!

※1 東京圏=埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

※2 移住先の市町村により、実施状況が異なります

詳しくは裏面をご覧ください

問合せ先

公益財団法人 長野県中小企業振興センター

〒380-0928 長野県長野市若里1-18-1

TEL : 026-227-5028 Mail : sougyou@icon-nagano.or.jp



しあわせ信州



# 長野県ソーシャル・ビジネス創業支援金の概要

— 長野県地域課題解決型創業支援事業補助金 —

## 金額

上限 **200万円**、補助率 **2分の1**

※事業報告後の精算払いになります

## 補助対象経費

- 人件費 ●店舗賃借料 ●設備費 ●原材料費
- 知的財産権等関連経費 ●専門家経費
- 旅費 ●外注費 ●委託費 ●広報費等

創業に掛かる経費で、**交付決定の日から令和3年1月31日までに支出したもの**

※内容により補助対象外となる場合があります

## 対象者

以下の要件のいずれにも該当する方

- 令和2年5月18日から令和3年1月31日までに長野県で個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、一般社団法人、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行う方
- 長野県に居住、又は令和3年1月31日までに居住を予定している方

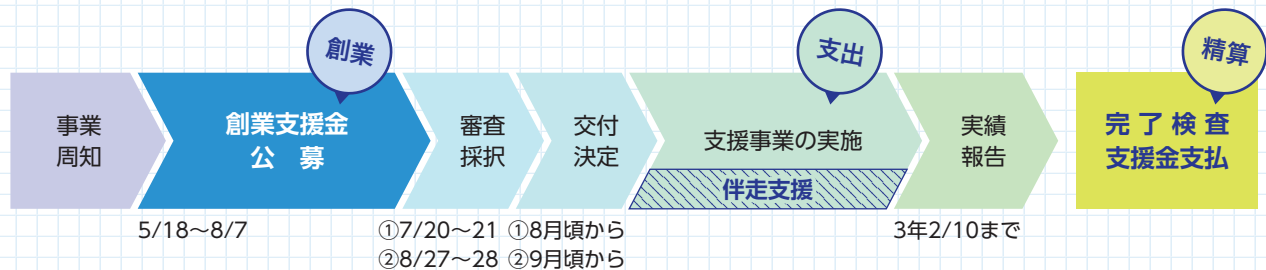
※地域おこし協力隊や就農等、国交付金の対象となる方は対象外です  
※事業承継や第二創業による創業は対象外です

## 対象事業

地域活性化、過疎地対策、買い物弱者支援、地域交通支援、子育て支援、環境エネルギー関連、社会福祉等の地域の課題解決に資する社会的事業であり、長野県内で実施する事業

※起業家や有識者、産業支援機関等で構成される審査委員会で採択されることが必要です

## 令和2年度のスケジュール



※予定のため、変更になる可能性があります

(注1) 公募開始日より前に法人設立・開業届出を行った場合は対象外となります

(注2) 交付決定前に支出した経費は対象外になります

(注3) 審査委員会は、7月20~21日(6月30日まで到着分を審査)と8月27~28日に開催予定です。書類審査で選考された申請者は、委員会当日に面談審査がありますので、日程調整をお願いします

(注4) 事業の実施にあたり、お困りのことにアドバイザーを派遣するなどの伴走支援をまいります

個別相談あり

## 事業説明会の開催を県内および大都市圏で予定しています

詳しくは、下記のQRコードから当センターホームページにアクセスしてご確認ください



日本一自己負担の少ない融資制度 /

## 信州創生推進資金

創業者向け

## と併せてご活用ください

- 貸付利率は年1.1%で、最大5,500万円(運転資金・設備資金)まで融資します

※本補助金対象者は貸付利率を0.1%引き下げ(年1.0%)

- 2,000万円まで自己資金不要です



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

本支援金の詳細や応募方法、融資制度については当センター及び長野県ホームページでご確認いただけます

●移住支援金については、移住先の市町村にお問い合わせください





## 令和2年度ソーシャル・ビジネス創業支援金の 補助対象者が決定しました

長野県では、地域の課題をビジネスの手法で解決するソーシャル・イノベーションによる創業を促進するため、「ソーシャル・ビジネス創業支援金」による支援を実施しています。この度、令和2年度の補助対象者を決定しましたので、お知らせいたします。

### 支援金の概要

- 名 称 ソーシャル・ビジネス創業支援金（長野県地域課題解決型創業支援事業）
- 金 額 上限 200 万円（補助率 2 分の 1）
- 対 象 者
- ・令和2年5月18日から令和3年1月31日までに、長野県内で個人事業の開業届出もしくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、NPO 法人等の設立を行う方
  - ・長野県に居住、又は令和3年1月31日までに居住を予定している方
- 対象事業 地域活性化、過疎地対策、買い物弱者支援、地域交通支援、子育て支援、環境エネルギー関連、社会福祉等の地域課題解決に資する事業で、県内で実施する事業
- 審査方法 起業家等を含む外部審査委員会（書類及び面談）を開催し、「社会性」「事業性」「必要性」について審査しました

### 応募及び採択状況

応募件数	書類選考通過件数	採択件数
54 件	40 件	19 件

### 補助対象者について

別紙「令和2年度ソーシャル・ビジネス創業支援金 補助対象者一覧」をご覧ください

### その他

- ・本支援金の事務局（公財）長野県中小企業振興センターのホームページで結果を公表しています  
<https://www.icon-nagano.or.jp/cms/modules/contents/page/sbf-2-2>
- ・対象者には「ながの創業サポートオフィス」がフォローアップを実施します

### 信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

産業労働部 産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室 創業支援係  
(室長) 丸山 祐子 (担当) 布山 友里恵  
電 話 026-235-7194 (直通)  
F A X 026-235-7496  
E-mail service@pref.nagano.lg.jp

長野県中小企業振興センター  
経営支援部  
(部長) 相澤 秀明 (担当) 小林 忠司  
電 話 026-227-5028 (直通)  
F A X 026-227-6086  
E-mail sougyou@icon-nagano.or.jp

## 令和2年度ソーシャル・ビジネス創業支援金 補助対象者一覧

番号	対象者	事業実施 予定地	事業内容
1	あべ母乳子育て相談室 代表者：阿部久美	上田市	産後デイケア（訪問型・通所型）設立による子育て支援
2	井上寅雄農園 代表者：井上隆太郎	佐久市	いちご狩り観光農園の運営による観光業活性化及び稼げる農業モデルの構築
3	(NPO)LomiLomi どっとこむ 代表者：笠松恒正	塩尻市	福祉団体のイベントプロデュース・パラブランドの確立等による共生社会の創出
4	小諸駅のみど 代表者：金山裕美	小諸市	小諸駅の空きスペースを活用した飲食店の運営及びイベント企画による移住定住及び雇用促進
5	11co. laboratory 代表者：蒲池一華	小川村	地域資源を活用した商品開発・製造・販売等による小川村のブランド発信
6	西江部鍼灸整骨院 代表者：小泉有基	中野市	交通の便が悪い高齢者の送迎と往診サービスのある針灸整骨院
7	(一社)長野トラウマ ケアセンター 代表者：行田太樹	松本市	トラウマ・PTSD 治療センターでの専門治療及びセミナー開催によるトラウマ予防
8	南家ミツクラ 代表者：小林秀雄	飯綱町	空き店舗を活用した地域特産品の食品加工・販売及び障がい者の就労支援
9	民宿山想 代表者：坂井直之	池田町	宿所設置による地域活動拠点の創出及びスポーツツーリズムの推進
10	(同)pieceLab 代表者：笹崎典子	松本市	寺子屋デリカ&カフェの運営による地域ぐるみの子育て支援
11	ねばのもり 代表者：杉山泰彦	根羽村	森林資源を活用した幼児向け体験コンテンツや企業向けサービスの提供等による持続可能な森林づくりの実現
12	EN BAKERY 39 代表者：谷口美樹	信濃町	パン等の製造・移動販売による買い物弱者や高齢者の見守り支援
13	託児所けんけんぱっ 代表者：利根真理子	長野市	土日祝日預かりに特化した託児サービス提供による子育て支援
14	(一社)信州アルプス会 代表者：平野義夫	宮田村	上伊那エリアでのフードバンク設立及び福祉ガソリンカードの発行等による社会福祉支援等
15	(株)日本レストラン野菜 生産者組合 代表者：古田俊	松本市	「信州ゆめクジラ農園」ブランドの販売促進による高齢農業者の所得向上と次世代就農促進
16	明星舎 代表者：明星宏典	塩尻市	信州産食材を活用したレシピ及び商品開発による信州の食のブランド化
17	リローカル 代表者：柳澤拓道	佐久市	子育て世代を中心とした東信地域移住希望者への情報発信・ハンズオン支援及び移住後のアフターケア
18	屋号未定 代表者：山崎静香	長野市	空きスペース活用と移動販売店のプラットフォーム運営による地域の収益可能機会の創出
19	(NPO)MEGURU 代表者：横山暁一	塩尻市	複業兼業フリーランス人材と中小企業のマッチングによる生産性向上及び関係人口の創出